

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 | |
| システム通信技術支援 | 1 7 9 | |
| | 作 成 | 平成 3 1 年 2 月 1 日 |
| | 変 更 | 年 月 日 |
| | 作成部隊等名 | 陸上総隊司令部運用部 システム通信課 |

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上総隊司令部が構築する野外通信システムに関するシステム通信技術支援について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001U（以下、一般共仕という。）の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書の内容と異なる場合は、その適用については別途協議する。

a) 法令等

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 2) 陸上自衛隊の情報保証に関する達（平成19年陸上自衛隊達第61-8号）
- 3) 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
- 4) 特定秘密の保護に関する達（平成26年陸上自衛隊達第41-8号）
- 5) 情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（平成13年防管装第6186号）
- 6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（平成21年防経装第9246号）

b) 仕様書

- 1) GLT-CG-C000001Q 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- 2) GLT-CG-Z000001U 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- 3) GLT-CG-Z500002J 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2. 要求事項

2.1 全般要求

本件は、朝霞駐屯地陸上総隊司令部が計画し構築する野外通信システムに関するシステム通信技術支援をするものである。

a) 野外通信システムに関する技術指導

- 1) 操作、点検、試験・計測、故障探求・修理の技術指導
- 2) その他、技術的に必要な事項

- b) 野外通信システムに関する接続技術支援
 - 1) 操作、点検、試験・計測、解析の技術支援
 - 2) その他、技術的に必要な事項

2.2 時期・場所・実施内容

a) 時期

平成31年3月25日（月）～平成31年3月27日（水）（3日間）

b) 場所

朝霞駐屯地205号庁舎 教場等

c) 実施内容

野外通信システム構築に関する技術支援

（細部支援内容については、契約締結後に官側と協議の上決定するものとする。）

d) 野外通信システム構築実施人数（官側）

最大15名

e) 技術支援者の要件

野外通信システムに関する専門的な技能を有する者とする。

f) システム通信技術資料の作成

本システム通信技術支援実施にあたり、今後の官側の技術向上のため必要な資料について契約相手側が作成し、官側に提供するものとする。

3. 留意事項

- a) 安全管理について万全を期するものとする。
- b) 契約の相手方は、監督官より運用システム側の運用状況により急な作業工程の変更または作業中断を指示された場合は、協議の上、対応するものとする。
- c) 駐屯地への立入等について、契約の相手方は、官側から示されたとおりに実施するものとする。
- d) 本技術支援実施後においても、野外通信システムの性能等を維持させるものとする。

4. 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

5. 秘密保全

契約の相手方は、秘密に係る文書、図面等の取り扱いを行う場合には、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）及び情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（平成13年防管装第6186号）に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

6. 提出書類

契約相手方は、「作業記録（役務完了調書）」（別紙参照）に必要事項を記載し、検査・監督官の承認を受けるものとする。（提出先：陸上総隊司令部付隊）

7. その他

7.1 官側の支援

この技術支援に関する事項は、原則として、官側との調整の上準備するものとするが、次の事項については、現地の監督官との調整によって無償で官の支援を受けることができる。

- a) 支援に必要な電力等の使用
- b) 支援場所、器資材の保管場所等の提供
- c) 事務室の使用
- d) その他、官が必要と認めたもの

7.2 細部指示

細部については、現地の監督官又は検査官と調整し、指示を受けるものとする。

8. 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、支出負担行為担当官又は契約担当官を通じて要求元と協議するものとする。

作業記録（役務完了調書）

| | | | | |
|---|-----------------------|--------|-----|----------|
| 品名 | システム通信技術 | 調達要求番号 | | |
| 実施年月日 | 平成31年3月25日～平成31年3月27日 | | 監督官 | 検査官 |
| 契約業者名 | | | | |
| 実施場所 | | | | |
| 技術支援の区分 | 技術指導・技術支援 | | | |
| 作業内容 | | | | |
| 作業細部 | 実施時刻 | 工数 | 実施者 | 必要事項又は所見 |
| | | | | |
| 材料等使用明細 | | | | |
| 品名 | 規格 | 数量 | 備考 | |
| | | | | |
| <p>1 本記録は、原則として派遣員自身が毎日作成し、監督官及び検査官の検印を受け、検査官へ2部提出する。</p> <p>2 派遣員は、必ず工数を記入する。</p> <p>3 今後、参考となる事項、派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入する。</p> | | | | |